

Re:障害のある医療系学生の 教職員協働支援について

国立高等専門学校機構本部

特命准教授／学生参事補／障害学生支援スーパーバイザー

日本学生支援機構

客員研究員

船越高樹

今日の流れ

15:35～16:05 (30分)

【復習】 高等教育機関における障害学生支援の基礎・基本
○私立大学合理的配慮提供義務化において
○医療専門職養成機関における合理的配慮について

16:05～16:35 (30分)

【対談】 藤田医科大学で支援に困難さのある学生への支援
→石原先生と舩越との対談形式で共に考えます。

16:35～17:00 (25分)

【質疑応答】 ご参加の皆様からのご質問にお答えします。

いただいたお題

1. 障害のある学生の支援の流れ

(法律やしきみなど、大学としての規程などの整備)

2. 入学試験前に大学側がやるべき事

3. 入学前に支援必要なしとの申告があったにも関わらず、 入学後に支援が必要であったことが分った場合の対応

4. 病院での実習上の配慮

(肢体不自由で、会話以外の診察手技ができないなど)

5. 筆記試験での配慮

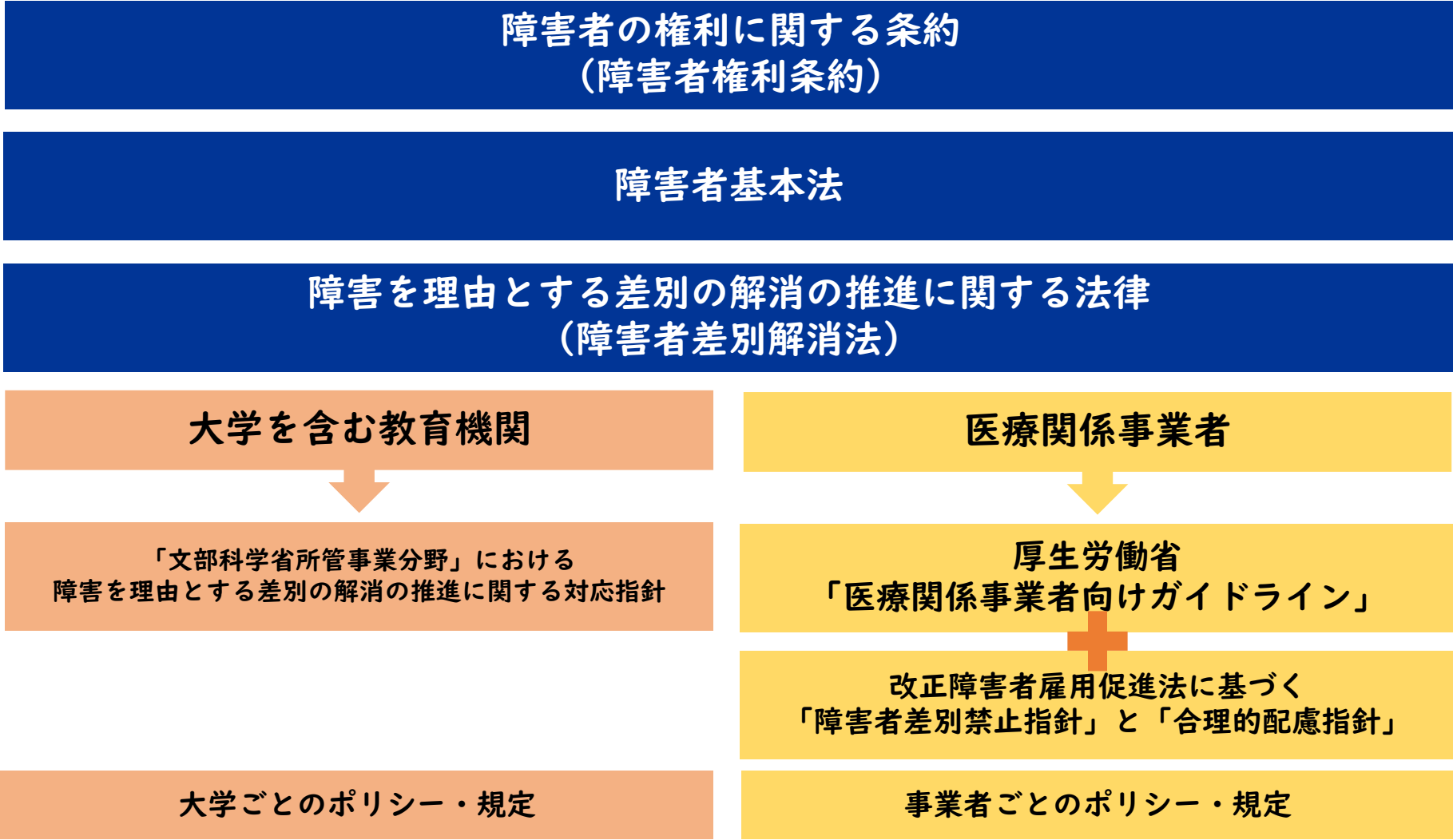
(マークシートの塗りつぶしができない、筆記ができないなど)

6. 技能試験 (OSCE) での配慮

(肢体不自由で、会話以外の診察手技ができないなど)

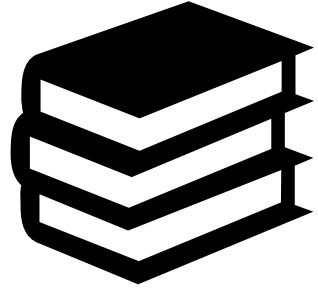
以下
対談で

支援に関連する条約・法律・指針・規約等の整理（教育機関と事業者との比較）



大学も事業者（病院・薬局）も障害のある人の受け入れを拒否する選択肢は存在しない
どう受け入れるか？が入試、採用試験の際の議論のスタート地点

障害学生支援に関連する条約・法律等



藤田医科大学障がい学生支援に関する基本方針

施行 令和3年3月1日

1. 趣旨

藤田医科大学は、障がいのある学生及び入学を希望する障がいのある者（以下、障がい学生等という）を含むすべての学生に対し、平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、「国連・障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法（昭和45年法律第85号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の基本理念、目的及び対応指針に基づき、障がいにより学生生活に不利益が生じないように必要かつ適切な支援及び環境整備を行う。

2. 不当な差別的取扱いの禁止

藤田医科大学は、正当な理由なく、障がいを理由として、教育その他のサービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する。障がい学生等でない者に対しては付さない条件を付するなどにより、障がい学生等の権利利益を侵害しない。

3. 合理的配慮

障がい学生に対し、その障がいの内容や程度に応じ個別に必要なかつ合理的な配慮を行うことにより、障がい学生等を含むすべての学生に質の高い教育を提供する。合理的配慮は学術研究機関としての本質や評価基準の変更を伴わない範囲で行われることとする。

4. 支援体制

障がい学生等の支援は、各学部、研究科及び学生部等、学生生活に関わるすべての部門の教職員が行う。支援の提供に当たっては、学長の下、学生部が主体となり各学部、研究科及び必要に応じて学内外機関と連携し幅広い支援の提供について検討を行う。

5. 研修・理解促進

障がい学生等に対する支援活動を通じて、学生一人ひとりが、相互に人格・個性を尊重しながら、より良い人間関係を築き、障がいについて理解する機会を提供する。また、すべての大学関係者を対象として、障がい者差別の解消に向けた研修を行う。

6. 基本方針の周知徹底

学長は、本基本方針の目的を達成するために、基本方針の周知徹底を行い、規程の整備や相談窓口の整備を行う。

附則

この基本方針は、令和3年3月1日から施行する。

障害者の権利に関する条約
（障害者権利条約）

障害者基本法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（障害者差別解消法）

「文部科学省所管事業分野」における
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

藤田医科大学障がい学生支援に関する基本方針
施行令和3年3月1日



次は…どう具体化するか？

何を・誰が・どこまでやるか？
人的リソースは？資金は？

改正障害者差別解消法 可決成立

2016(H28)年

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

【現行法】

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

合理的配慮提供は努力義務

2021(R3)年

3月 9日 改正閣議決定

4月20日 衆議院において可決

5月28日 参議院において可決成立

→交付日から3年以内に施行



【改正案】

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。しなければならない。

合理的配慮提供は義務

障害者差別解消法による義務及び努力義務の関係

	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	所掌する分野について策 定義務 (第11条1項)
地方公共団体	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	—
国立大学法人	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第7条1項)	—
学校法人 (=民間事業者)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針の対象

2018年10月1日 施行
東京都「障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」
※ 民間事業者＝私立の教育機関も合理的配慮の提供が義務化

2021年5月28日 (※施行は公布から3年を超えない日)
「改正障害者差別解消法」 参議院本会議において可決・成立

2024年5月末までには遅くとも私立大学でも合理的配慮提供義務化！

私立大学での合理的配慮提供義務化で何が変わるのか？

「努力義務」であっても「義務」であっても
合理的配慮の提供について
“義務は義務”

大学が正当な理由なく合理的配慮不提供
>>当事者が障害者差別解消支援協議会等に申し立て<<



判断に影響も…



行政指導

民事裁判

障害学生支援、とくに合理的配慮の妥当性を判断する専門部署の拡充は避けられない

※ プラスの予算措置等は（現在）計画されていない。
大学側から求めていく必要がある。

私立大学に対する財政支援策

合理的配慮を提供するための財政支援策

經常経費に対する補助として
日本私立学校振興・共済事業団が交付する
「私立大学等經常経費補助金の一般補助」

$$\{(障害のある学生の数 \times 1,600 \text{ 千円}) + (障害のある学生に対する具体的配慮の取組数 \times 400 \text{ 千円})\} \times 5/10$$

×増減率(定員充足率等の状況により学部ごとに131%～1%)

※予算額との兼合いから算定結果に一律の圧縮率を乗じることがある。

※参考：

「私立大学等經常費補助金取扱要領・配分基準」
(日本私立学校振興・共済事業団助成部)

日本の高等教育機関に求められていること

内閣府 障害者基本計画（第4次計画 平成30(2018)年度～令和4(2022)年度）

令和4年度までに100%達成を目指さなければならない項目

9. 教育の振興（基本法第16, 17条関係、条約第24, 30条関係）目標分野 高等教育における障害学生支援の推進

障害学生に対する合理的配慮の提供等の状況

- ①障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合
- ②障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合

障害学生の支援等に関する体制の整備状況

- ①障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合
- ②障害学生支援担当者を配置している大学等の割合
- ③紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合
- ④ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合
- ⑤ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合

障害学生への就職指導の状況

- ①障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施してる大学等の割合
- ②障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合

大学等の入試における障害学生への配慮に関する情報公開の状況

- ①入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合



支援に関連する条約・法律・指針・規約等の整理（初等・中等との比較）

障害者の権利に関する条約
(障害者権利条約)

障害者基本法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)

「文部科学省所管事業分野」における
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

《初等・中等教育》 ※一部

- 「特別支援教育の推進について」
- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
- 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」

各教育委員会／私立学校でのポリシー・規定

《高等教育》 ※一部

- 「障が**い**のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」
- 「障**害**のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」

大学ごとのポリシー・規定



初等・中等教育段階と高等教育段階では
対応の考え方、システム、根拠が異なっていることに注意が必要！



「合理的配慮」と「特別支援教育」の関係

■ 「合理的配慮」 障害者権利条約 第二条 定義

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

➡変更と調整のみ行う＝「**機会の保障**」のみ ※結果の保証はしない

■ 「特別支援教育」

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

➡その子の「得意」なところに着目し、「得意」なところを伸ばし、それが「**拠り所**」となるようにするための教育。≡「**結果の保障**」有

後期中等教育機関の
高等学校では
特別支援教育
ができるため

履修困難な単位が
有っても
「教育的配慮」
「校長裁量」で
卒業できる可能性有

教育の質保証
は
全学生に必要

高等教育機関には「合理的配慮」はあっても「特別支援教育」はない。
「機会の保障」はするが「結果の保障」を目指すものではない。

多くの人（特に保護者）がこのことを知らない



大原則



高等教育機関では「特別支援教育」はできない

ただし

権利擁護は最優先されるべきで
支援の程度・質を落としてはだめ！

合理的配慮は確実に提供しなければならない

2012年「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

平成24年12月 文部科学省

○我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会（議長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。
○これまで計9回にわたり検討を行い、（1）大学等における合理的配慮の対象範囲、（2）合理的配慮の考え方、（3）国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめ。

大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲
大学等に入学を希望する者及び在籍する学生
（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）
- 「障害のある学生」の範囲
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いもの
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な記載内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。
など

関係機関が取り組むべき課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理
①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすることが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。



2016年「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」

障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度） 第二次まとめ（概要）

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、**これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。**
- こうした状況を踏まえ、**障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方**について検討を行うため、「**障害のある学生の修学支援に関する検討会**」を開催。平成29年3月に検討結果を「**第二次まとめ**」として取りまとめ。

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。（参考となる配慮事例を提示。）

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

（1）基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」：正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」：第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

（2）大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置（中・長期的な取組）、②学内規程（対応要領や障害学生支援に関するルール）の作成・公表、③組織（主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」）

（3）合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出（学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。）、②学生と大学等による建設的対話（学生本人の意思決定を尊重）、③内容決定の際の留意事項（教育の目的・内容・評価の本質部分は変えない）、④決定内容のモニタリング

（4）紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

（1）教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

（2）初等中等教育段階から大学等への移行（進学）

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

（3）大学等から就労への移行（就職）

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

（4）大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

（5）障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

（6）研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。

（7）情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター（仮称）の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関（福祉・労働行政、企業等）からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援



合理的配慮の基本的な考え方

合理的配慮 = Reasonable Accommodation

社会的障壁

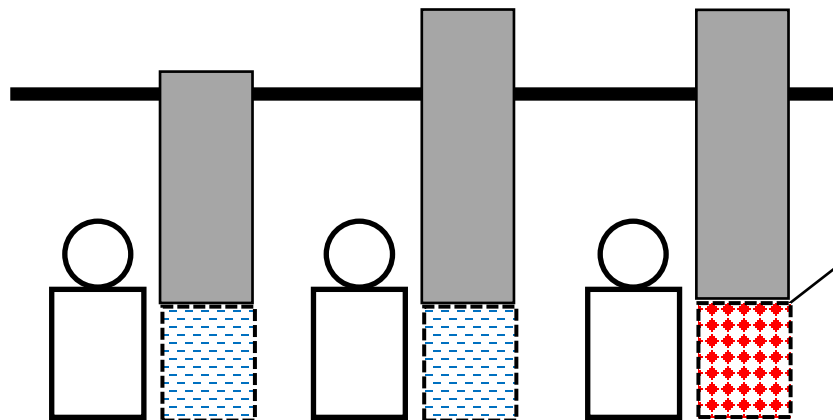
Accommodation

= 順応、適合、調停、和解、便宜

※ 配慮？

変更・調整

社会的障壁により、さまざまな活動への参画が困難になっている人に対し、その障壁となっている部分を除去したり、代替手段を提供したりすることによって、**障害のない人と同等の機会を得られるようにすること。**



能力はあるが、障害等が理由で、
本来の力を発揮できない状態を
変更・調整により改善する

合理的配慮内容の構成要素

- 1: 個々のニーズ
- 2: 機会平等
- 3: 意向尊重
- 4: 社会的障壁の除去
- 5: 非荷重負担
- 6: 本来業務付随
- 7: 本質変更不可



川島聡 他 (2016) 『「合理的配慮」対話を開く 対話が拓く』, 有斐閣

これらに該当しない、逸脱する場合であっても、本人や家族と十分な話し合い＝建設的な対話をし、本人が納得できる状況を作ることが大切である。

「合理的」に当てはまる二つの英単語

＋不採用

Rational

「経済合理性」

「目的合理性」

「自分の願い」を
最大限に叶えるために
最適な手段

○採用

Reasonable

「適利的」

自分と目的を異にする
他者からみても
『理にかなった』手段



合理的配慮 = Reasonable Accommodation

提供「する側」と「される側」の建設的な対話に基づき
双方「合意」の上で提供されるもの

※ 合理的配慮は本人（保護者）と高専双方の合意なく提供されることはありえない。

「合理的配慮」とその他の配慮の違い

教育活動の一環としての 学生支援

これまでも提供されてきたし、
これからも提供される

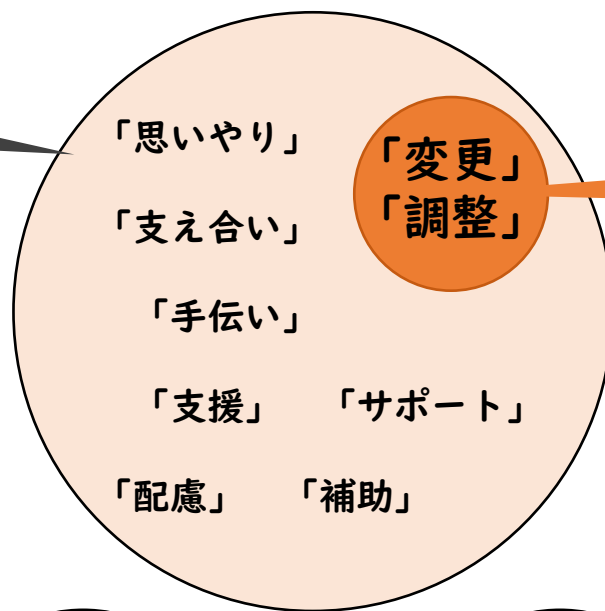
各教員の工夫と判断で提供する 「教育的配慮」



教員の個々の
教育的理念に基づき判断
各自の工夫で提供

提供側のさじ加減で
「思いやり」の
発露としてなされる場合がある

提供しないと判断する教員もいる



「合理的配慮」は さまざまな支援の一部

障害者差別解消法により
日本の教育に本格導入された

教育機関の法的責務としての 「合理的配慮」



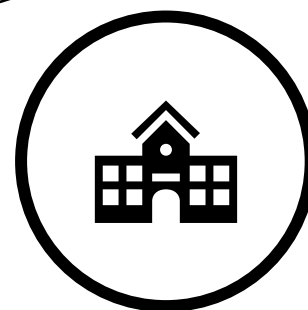
教育機関として明確なルールを設けて
情報公開をしたうえで
障害のある学生の意思の表明を受け
双方の「**建設的な対話**」を実施する

妥当性を判断し、互いに納得した上で
教育機関が組織的に判断

教職員と関係者全員が漏れなく提供する



個人的に判断

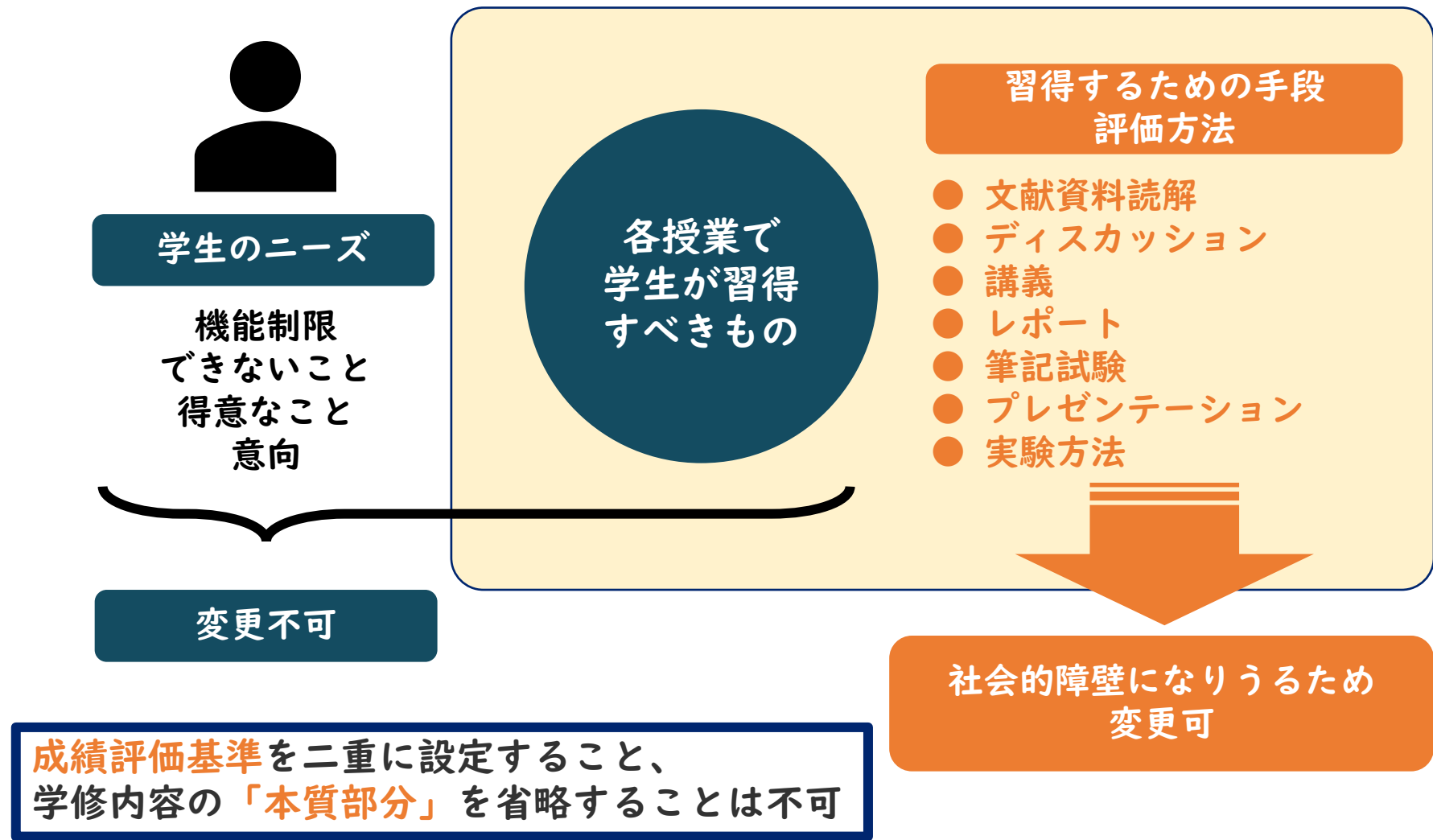


組織的に判断

※個人的に違和感を感じた
ままになる教職員が残る可
能性もあり得る。組織的判
断が優先される。



合理的配慮で変更・調整可能な範囲



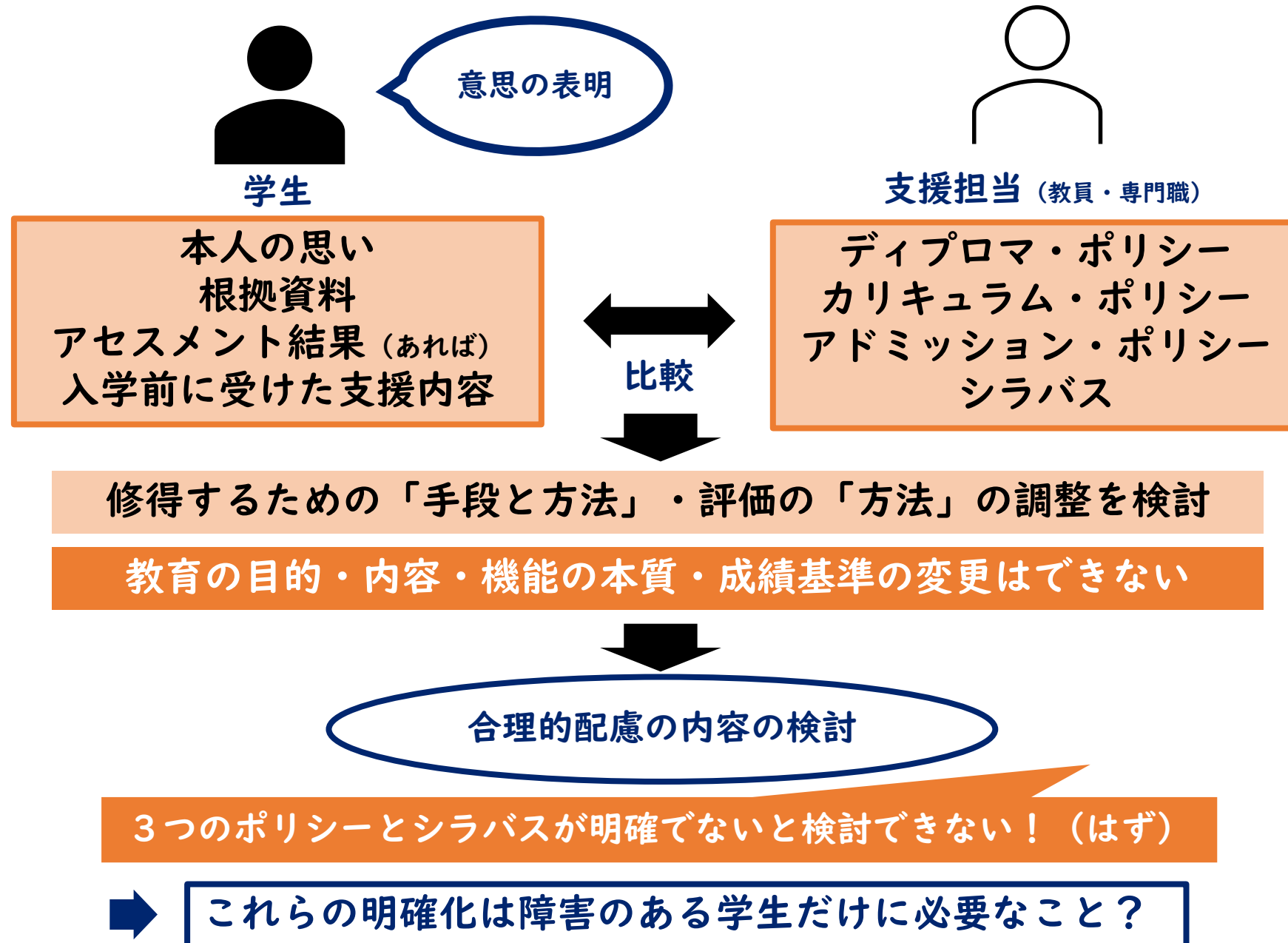
合理的配慮を実施するために必要なこと

3つのポリシーとシラバスの充実と明確化

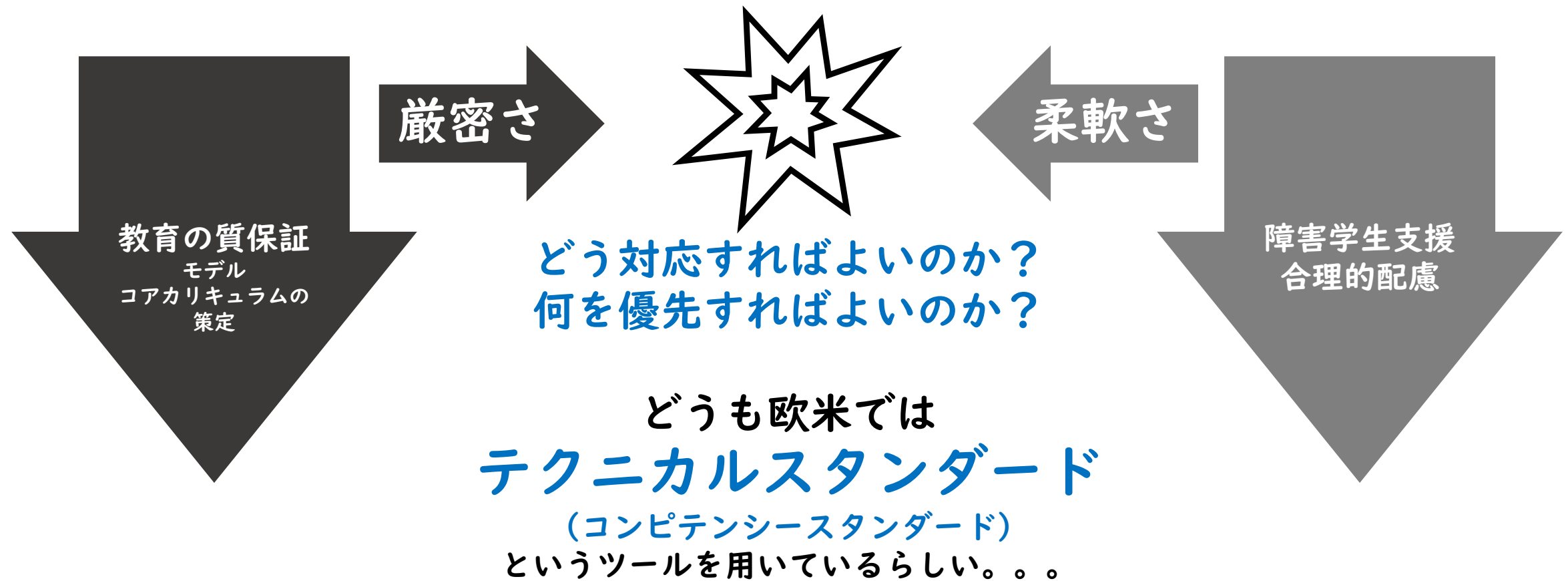
建学の精神 教育方針	ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)	どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定めたもの。
分野別 モデルコア カリキュラム	カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)	どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するかを定めたもの。
資格認定要件	アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)	どのように入学者を受け入れるかを定めたもの。受け入れる学生に求める学修成果を示す。具体的評価方法は募集要項等で公開。
	シラバス (授業計画)	授業で修得すべきもの、授業方法、授業計画、評価基準を明記。

H29.9.26 JASSO 全国障害学生支援セミナー「体制整備支援セミナー3」
信州大学 高橋 知音 氏のスライドを参考に一部改変

合理的配慮の検討



教育の質保証と合理的配慮提供の間に生じたコンフリクト



「テクニカルスタンダード」とは…
三つのポリシー等の（学術的基準）とは異なる。
コースやプログラムの単位で、本質的に求められる能力要件を明示したもの。

米国におけるテクニカルスタンダードの考え方の起点



1973 Section 504 of Rehabilitation Act

リハビリテーション法 第504条

SEC. 504. (a) No otherwise qualified individual with a disability in the United States, …… , shall, solely by reason of her or his disability, be excluded from the participation in, be denied the benefits of, or be subjected to discrimination under any program or activity receiving Federal financial assistance or under any program or activity conducted by any Executive agency or by the United States Postal Service.

米国における適格性のある障害のある人は何人たりとも、障害があるという理由のみによって、連邦政府から補助金を受けるいかなる事業、又は各実施当局及び郵便サービスの実施するいかなる事業においても、参加を阻まれたり、受けるべき利益を損なわれたり、受けるべき利益を損なわれたり、差別を受けたりすることがあってはならない。

米国における障害者支援関連の法律(一部)

米国における「適格性のある人」の考え方



ADA § 101(8) Qualified individual

The term “qualified individual” means an individual who, with or without reasonable accommodation, can perform the essential functions of the employment position that such individual holds or desires.

「適格性のある人」という用語はその人が就いているまたは希望する職務の本質的機能を「合理的配慮」があってもなくても遂行できる人を意味する。

適格性の有無の判断方法

- (1) 当該職務が要求する、障害によっては影響を受けない選定基準をその人が満たしているか。
- (2) 「合理的配慮」についても考慮したうえで、職務の本質的機能の遂行が可能かどうかについて判断される。なお、職務にとって周辺的な業務を遂行できないことは適格性の判断に影響しない。

「本質的機能」「選定基準」を明示するため、テクニカルスタンダードが改めて示されたともいえる。

長谷川珠子「アメリカにおける合理的配慮について」 (2008.06)

厚生労働省 第3回労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会 資料2 より

この規定が現存するため、米国は障害者権利条約を批准できない。
日本には「適格性のある障害者」という考え方は存在しない。

【参考】 Medical Students with Disabilities : A Generation of Practice.

1979

Special Advisory Panel on
Technical Standards for Medical School Admission 刊行

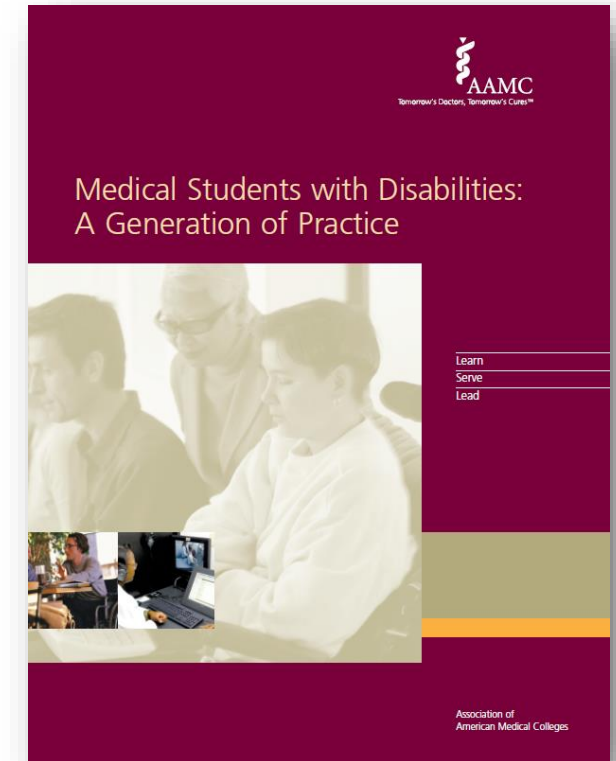


※ 医学部教員がM.D.の学位を取得するために不可欠な要件を
正確に判断するためにテクニカルスタンダードを発刊。順次更新。

2005

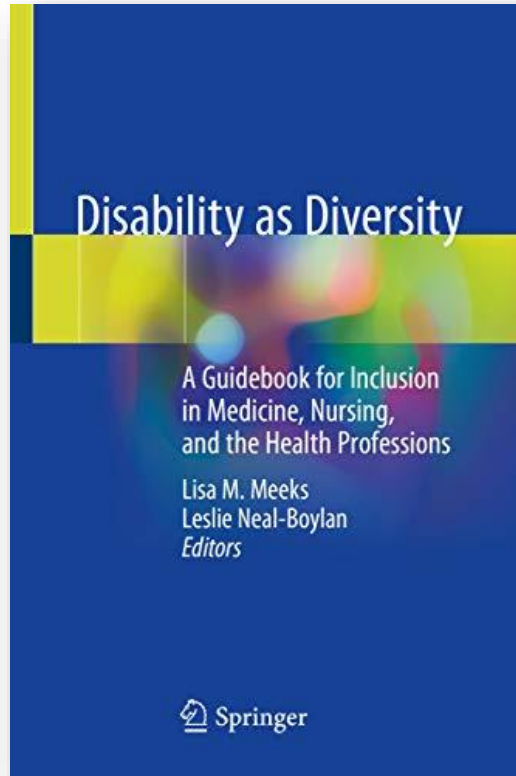
American Association of Medical Colleges 米国医科大学協会 刊行
Medical Students with Disabilities : A Generation of Practice.

- I. The Applicable Law**
- II. Disability Defined**
- III. Admissions**
- IV. Reasonable Accommodations**
- V. Accommodation Process**
- VI. Conclusion**
- # Institutional “Must Do’s”**



Be careful when determining that an impairment is a disability.

テクニカルスタンダード＝新たな欠格条項？



**“Organic technical standards
serve as barriers for
qualified students with disabilities
through multiple mechanisms.”**

P194

Disability as Diversity :

A Guidebook for Inclusion in Medicine, Nursing, and the Health Professions 1st ed. 2020

Lisa M. Meeks , Leslie Neal-Boylan

Springer

テクニカルスタンダードの二面性

“テクニカルスタンダード”
ネガティブな側面



拡大解釈

的確な合理的配慮がなされない



新たな欠格条項
として運用されてしまう恐れ

“テクニカルスタンダード”
ポジティブな側面



達成基準の明示

支援手法の検討が容易に



合理的配慮提供の際の
参照基準・目標として
変更・調整がしやすくなる。



目的重視の、機能的なTSの柔軟な運用について

- 問題の発端： 「undifferentiated physician」の概念（医師は万能であるべき）
- 以前は「障害があること＝できない」という先入観 ※20% vs. < 1 %

しかし、「万能」は現実的なのか？？（産婦人科医は脳外科の手術をする？）

U. of Virginia School of MedicineのTS(抜粋)

- 次の各項目を学ぶ・実施する・そして一定の水準を満たす身体的能力:
 - ✓ Stand for extended periods of time(長時間にわたって立っている)
 - ✓ Assist in lifting and positioning patients for procedures(処置等のための患者の持ち上げや体位調整の補助)

U. of Michigan Medical SchoolのTS(抜粋)

- 診察・診断能力:
 - ✓ Students must possess the capacity to perform a physical examination and diagnostic examination and to provide or direct general care and the provision of emergency treatment to patients.
(通常診療および緊急時の処置を実施または指示する能力)

『Organic（絶対的な能力重視）スタンダード』



『Functional（機能的な）スタンダード』

with or without reasonable accommodation
合理的配慮を受けた上で達成できたものでも良い

Quality Indicator 「教育の本質および専門職養成とテクニカルスタンダード」構成

東京大学PHEDテーマ別検討部会：Special Interest Group



1. “TS” を扱う上での基本姿勢

2. 入学時における合理的配慮の内容調整

3. 高等教育機関での“TS”を絡めた修学全般を見通した合理的配慮の内容調整

4. 学内の実験・実習・演習時の合理的配慮の内容調整

5. 学外実習時の合理的配慮の内容調整

6. 就職活動時の移行支援における合理的配慮の調整

7. “TS”に関する啓発活動（策定、修正、変更への関与等）

“テクニカルスタンダード”
を意識しつつも

拡大解釈や
過剰適用を避け

本人との建設的対話に
基づく調整を

いかに実現できるか

手順を明記

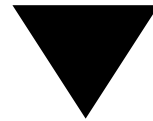


現場での課題は？

入学前にできる対応

- 入学前相談を常時、対象学年を限らず受けられる体制を！
→ 募集要項、ウェブサイトにも明記
- 学校説明会には相談ブースの設置を！

- 大歓迎の意を示し不安の払拭にまず務める。
- 出願拒否していると捉えられないように細心の注意を払い、進学後のメリット、デメリットを一緒に確認する。

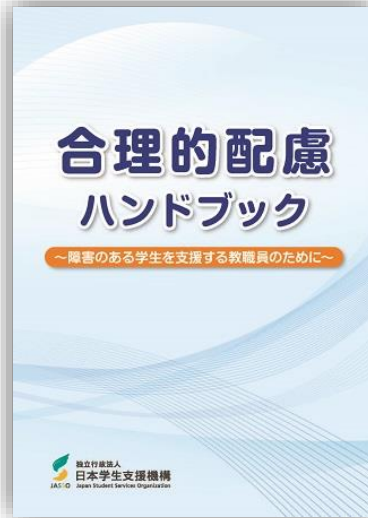


客観的に自分自身が進路選択できるよう支援する。

受験生が積極的に相談できる環境と条件を整える。

【参考資料】

日本学生支援機構 発行



https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/index.html

2018年03月15日発行



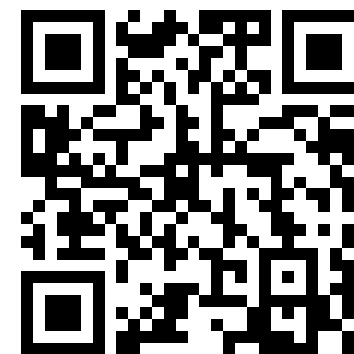
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/index.html

おすすめ！

2021年3月31日発行



発達障害のある生徒・学生へのコミュニケーション支援の実際
修学から就職後の支援まで
西村優紀美（富山大学）編著
2021/3/31 刊行
ISBN-13 : 978-4760832828
金子書房



発達障害のある女の子・女性の支援

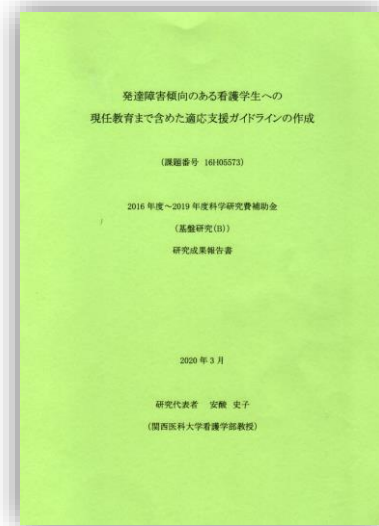
「自分らしく生きる」ための「からだ・こころ・関係性」のサポート

川上 ちひろ（岐阜大学） 木谷 秀勝（山口大学） 編著

2019/3/25 刊行

ISBN-13 : 978-4760832729

金子書房



発達障害傾向のある看護学生への現任教育まで含めた適応支援ガイドラインの作成

研究課題/領域番号 16H05573

研究種目

基盤研究(B)

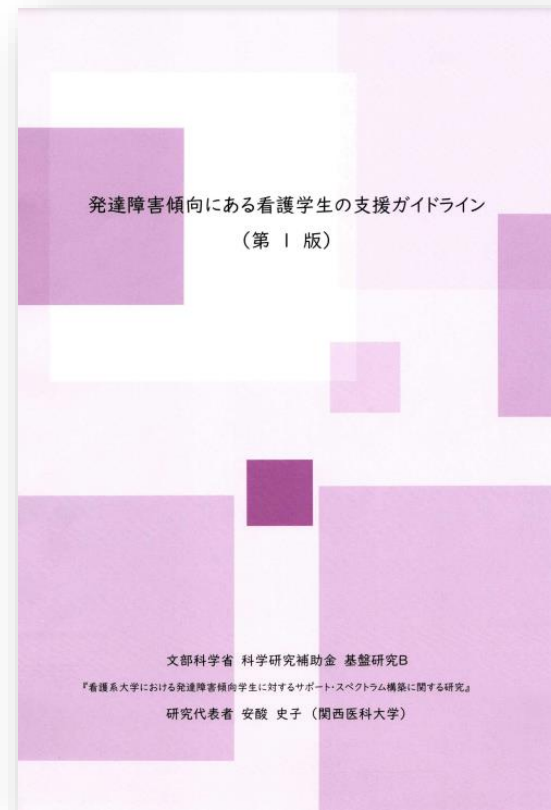
配分区分 補助金

応募区分 一般

研究分野 基礎看護学

研究機関 関西医科大学 (2018-2019)

研究代表者 安酸 史子 関西医科大学, 看護学部, 教授 (10254559)



発達障害傾向にある看護学生支援ガイドライン（第1版）

研究代表者 安酸 史子 関西医科大学，看護学部，教授（10254559）

次頁のサイトからダウンロードできます。

[ホーム](#)[研究活動について](#)[ガイドライン一覧](#)[メンバー紹介](#)[トピックス](#)[お問い合わせ](#)[相談窓口](#)

看護師養成課程における合理的配慮の実装化に関する研究グループ
RANS (Reasonable/Rational Accommodation in Nursing Schools)

■トピックス

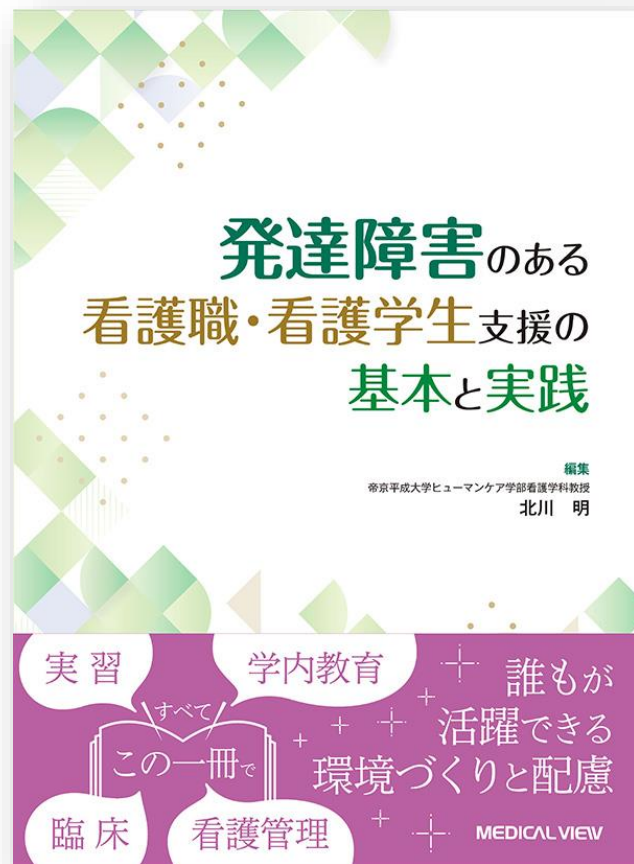
2022/3/28 : [NEWS](#) 「特別な支援を要する看護学生の特徴とその学修支援内容の明確化に関する調査」 結果の学会発表について

2022/3/4 : [NEWS](#) 2022年度 国際ケアリング学会セミナーのご案内 “特別な支援を要する看護学生の理解と対応”

2022/2/1 : [NEWS](#) ガイドラインを公開しました

2022/1/31 : [NEWS](#) ホームページを開設しました





発達障害のある看護職・看護学生支援の基本と実践
メディカルビュー社 刊 (2020)

帝京平成大学ヒューマンケア学部看護学科教授
北川 明 (編集)